

保 高 発 0 3 3 1 第 1 号
令 和 7 年 3 月 3 1 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）長
市町村後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

令和六年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額の告示等について
(通知)

平素より後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年3月26日より、令和六年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額（令和7年厚生労働省告示第68号）が適用されたところです。

また、令和7年4月1日より、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき令和七年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び令和五年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件（令和7年厚生労働省告示第129号）が適用されるところです。

内容につきまして、下記のとおりお知らせしますので、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第1 令和六年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額関係（令和7年3月26日適用）

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第4条第2項及び第4項並びに第5条第4項の規定に基づき、令和6年度における調整対象需要額の算定の基礎となる普通調整係数を0.95422141434とし、補正係数を1.04916475694とするとともに、調整対象収入額の算定の基礎となる一人平均所得額を537,197円とすること。

第2 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき令和七年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び令和五年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件関係（令和7年4月1日適用）

算定省令第47条第2項の規定に基づき、令和7年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値を0.14109543とするとともに、令和5年度における全保険者平均前期高齢者加入率を0.14739399とすること。